

教育規定

1. 目的

役員および従業員に対して、当院の個人情報保護に関する規程の重要性を理解させ、その確実な運用を図る。

2. 責任

個人情報管理責任者は、教育・訓練の計画策定とその実施を推進しなければならない。

3. 教育計画の策定

教育計画を策定して、会社の年度計画に記載する。計画には、対象者、実施時期、教育内容、講師を記述する。計画には、年 2 回の従業員に対する定期教育及び必要なその他の教育を含める。

4. 教育の内容

下記の(1)~(7)の内容を役員や従業員に、(8)~(10)の内容を関係者に教育・訓練する。

- (1) 個人情報保護の重要性の自覚。
- (2) 個人情報保護のための当院の個人情報保護に関する規程の必要性の自覚。
- (3) 個人情報保護に関する規程を遵守することの重要性と遵守の結果の利点の自覚。
- (4) 個人情報保護に関する規程を遵守するための従業員の個々の役割及び責任の自覚。
- (5) 個人情報保護に関する規程に違反した際に発生する、社会的な影響、企業経営への打撃、違反した当事者の処分・賠償責任などの重大性の自覚。
- (6) 各人が関係する業務規定の理解。
- (7) セキュリティ事故からの学習として、他機関・他社のセキュリティ事件事例。
- (8) 個人情報保護に関する規程の構築や維持を推進する者に対する必要な知識・技術の習得。
- (9) 個人情報の正確性確保のための活動や安全性確保などのために施策（安全策）を講じる者に対する必要な知識・技術の習得・訓練。
- (10) 個人情報保護に関する規程の運用状況を監査する者に対する必要な知識・技術の習得。

5. 教育の実施

- (1) 教育を実施し、教育実施結果を教育記録として記録する。
- (2) 外部の教育を受講した場合、受講者は受講内容を教育記録に記録し、個人情報管理委員会に提出する。
- (3) 教育受講者の理解度や、教育カリキュラムの有効性について評価を行う。
- (4) 教育記録は、個人情報管理委員会が保管する。

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

改定履歴

平成 17 年 4 月 1 日	作成および施行
平成 17 年 12 月 1 日	一部改定
平成 22 年 4 月 1 日	一部改定
平成 25 年 4 月 1 日	一部改定
平成 28 年 4 月 1 日	一部改定